飼育動物診療施設に関する届出事項一覧(獣医療法第1条、施行規則第1条、施行細則第2条)

開設時に届出。以後、変更が生じた場合は10日以内の届出が必要(遅れた場合は届出時に理由書を添付)

	届出事項	変更時の手続き 変更届出 廃止・新規		留意事項	変更届出の添付書類
1	開設者の氏名及び住所 (法人の場合は、当該法人名称及び主たる事務所の所在地) 開設者が獣医師である場合にあってはその旨	留意事項参照		開設者の人格が変更(個人与法人、親→子、法人合併等):新規届出 氏名、住所の変更:変更届出 ※法人の場合、開設者=法人であるため、代表者の変更は届出不要 	なし なし
2	診療施設の名称	0			なし
3	開設場所		0	開設場所が変更:新規届出	
4	開設年月日			※休止(再開)、廃止する場合は届出が必要	
5	診療施設の構造設備の概要及び平面図	留意事項参照		全面的な改築:旧施設の廃止届出、新施設の開設届出 部分的な増改築等:変更届出 構造設備基準に該当するものの変更:変更届出	構造設備の概要、 平面図
6	管理者の氏名及び住所	0		管理者となる獣医師個人の氏名及び住所の届出が必要	獣医師免許証の写し 住所変更のみ:なし
7	診療の業務を行う獣医師の氏名	0		人物又は氏名が変更になった場合:変更届出 ※管理者やエックス線等診療従事者が変更になった場合、併せてそれらの 届出も必要	獣医師免許証の写し
8	診療の業務の種類	0		産業動物、小動物、その他(野生動物等)のうち、診療の対象とするもの	なし
9	定款 (開設者が法人である場合)	0		※施行規則に基づき、登記事項証明書ではなく、定款の提出が必要	定款の写し
10	診療用放射線に関する届出事項	0		放射線診療装置等の製作者名・型式・台数、能力、放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要、放射線診療従事者の氏名等 ※詳細は <u>別表参照</u>	別紙1~6の 該当するもの
11	診療規定及び診療費徴収規定その他これらに類する定め	0		定めている場合は届出が必要	当該規定

診療用放射線に関する届出事項

設置(導入)時に届出以後、変更が生じた場合は10日以内の届出が必要(遅れた場合は理由書を添付し届出)

		届出事項	該当する装置	様式			
1	診	療用エックス線発生装置			別紙1		
1	(]	Lックス線撮影装置、CT、オルソボルテージ等)	定格管電圧(波高値)が10kV以 上、かつ、有するエネルギーが 1 MeV未満のもの		753/120 1		
	1	装置の製作者名、型式及び台数			※図面、 計算書等 の添付も		
	2	エックス線高電圧発生装置の定格出力					
	3	装置及びエックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要					
	4	エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療経歴			必要		
2		・ 原用高エネルギー放射線発生装置					
		Jニアック) 			別紙2		
	_	装置の製作者名、型式及び台数					
		装置の定格出力 	1 MeV以上のエネルギーを有する 電子線又はエックス線の発生装置		※図面、		
	3	装置及び使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 			計算書等の添付も		
	4	装置を使用する獣医師の氏名及び放射線診療経歴			必要		
	(5)	放射性同位元素等の規制に関する法律第9条第2項第1号の許可年月日及び許可番号並びに 同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名			20.52		
3	診		密封された放射性同				
3	(=	テレコバルト、リモートアフターローディング(RALS)、血管内照射治療線源、核医学装置の吸収補正用線源)			別紙 3		
	1	装置の製作者名、型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量			755,24		
	(2)	装置、使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに装置により治療を受けている	で、その装備する放射性関係に表の数量		※図面、		
	(2)	飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	射性同位元素の数量 が施行規則別表第1		計算書等		
	3	装置を使用する獣医師の氏名及び放射線診療経歴	の数量に千を乗じて		の添付も		
		放射性同位元素等の規制に関する法律第9条第2項第1号の許可年月日及び許可番号並びに	得た数量を超えるも		必要		
	4	同法第34条第1項 の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名	Ø				
4	診療用放射線照射器具 (5に該当しないもの)						
7	(1	ir-192ワイヤ、I-125シールド、Au-198グレイン、血管内照射治療用線源、核医学装置の吸収補正用線源)	窓封された故師性国				
	1	器具の型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量	密封された放射性同位元素を装備してい		別紙4		
	(2)	使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに器具により治療を受けている	る診療用照射機器		ו אבוויניכל		
		飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 	で、その装備する放	放射性同位元	※図面、		
	3	診療用放射線照射器具を使用する獣医師の氏名及び放射線診療経歴	射性同位元素の数量	素:	計算書等		
	4	放射性同位元素等の規制に関する法律第34条第1項 の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名	が施行規則別表第1	放射線を放出する同位元	の添付も		
		装備する放射性同位元素の物理的半減期が30日以下である器具を備えた診療施設は、②~④のほか、	の数量に千を乗じて	素・その化合	必要		
	(5)	・その年に使用を予定する器具の型式及び個数並びに装備する放射性同位元素の種類及び ・ベクレル単位をもって表した数量並びにベクレル単位で表した放射性同位元素の種類ごとの	得た数量以下のもの	物・含有物で			
		最大貯蔵予定数量及び1日の最大使用予定数量		あって放射線			
-	農	林水産大臣が定める放射性同位元素装備診療機器		を放出する同			
5	※ ₹	骨塩定量分析装置、ECD(Electron Capture Detector)付きガスクロマトグラフ装置、Cs-137血液照射装置		位元素の数量			
	1	機器の製作者名、型式及び台数並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位で表した数量		及び濃度が施 行規則別表第	別紙 5		
	2	使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	1	1 に定める数	ک اکتابات در		
	3	放射線を飼育動物に対して照射する機器は、使用する獣医師の氏名及び放射線診療経歴	1	量(以下「下	※図面、		
	(4)	放射性同位元素等の規制に関する法律第9条第2項第1号 の許可年月日及び許可番号	1	限数量」とい	計算書等		
	4)	(同法第3条の放射性同位元素を使用する場合に限る。)		う。)及び濃度を抑えるた	の添付も 必要		
	_	放射性同位元素等の規制に関する法律第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名		度を超えるもの	犯安		
	(5)			0,5			
		使用する場合を除く。) 					
6		療用又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 枚射性医薬品、犬・猫を対象とした陽電子断層撮影診療用に診療施設内で製造される放射性同位元素					
		その年に使用予定の診療用又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位で表した数量	1		Dilott C		
		ベクレル単位で表した診療用又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、	医薬品である放射性		別紙6		
	2	1日の最大使用予定数量及び3月間の最大使用予定数量	使用予定数量及び3月間の最大使用予定数量 同位元素であって密封されていないもの		※図面、		
		診療用又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに			計算書等		
	3	シェスト シェスト			の添付も		
	ĺ	放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	診療に用いるもの		必要		
	(4)	 診療用又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する獣医師の氏名及び放射線診療経歴	-				
	_	規則第7条第1項の規定により選任された放射線管理責任者の氏名及び放射性同位元素の取扱いの経歴					
	9)	/クルハススス゚, ヘスス゚+ スマシノクルルにら ノぬはら がにはなかけならせませ ロップログの 次列 正円 正元 光の状態 の一種形					